

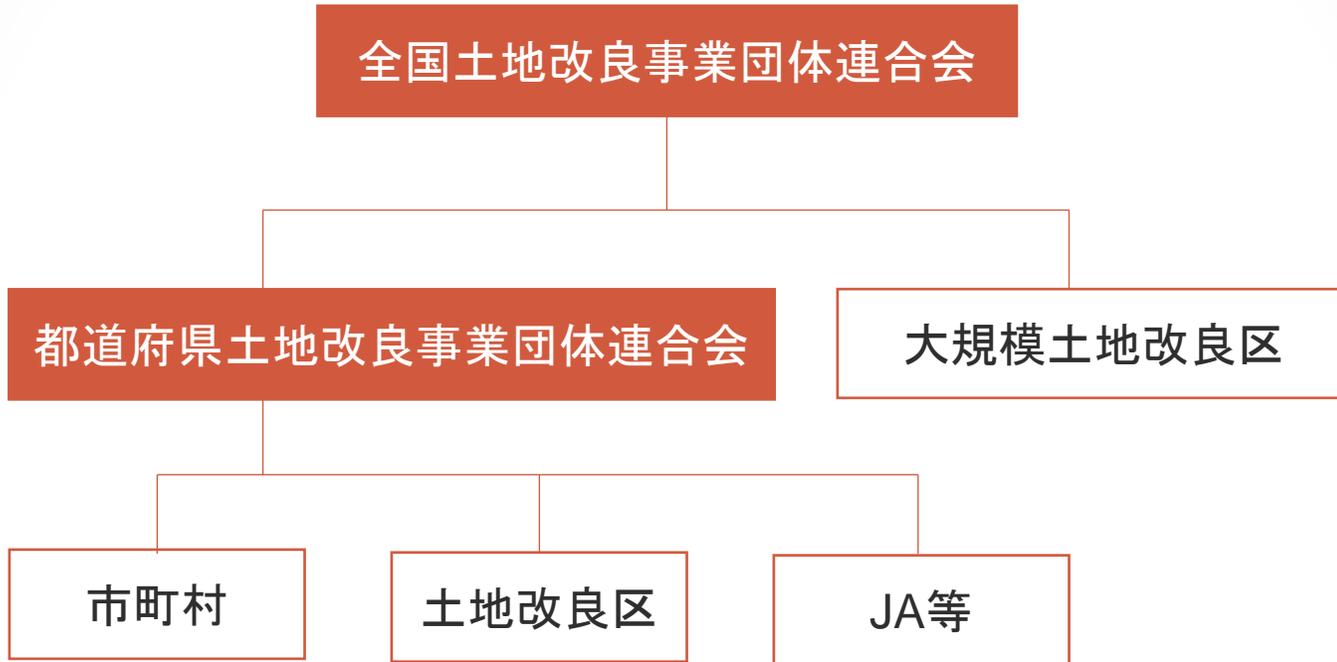
びわこ揚水土地改良区役職員研修会

～土地改良区役職員の任務について～

令和4年5月26日
滋賀県土地改良事業団体連合会



土地改良事業団体連合会の体系



設置目的

土地改良事業の適切な実施や土地改良区等の効率的な運営のため、会員の共同の利益の増進を目的として、会員が行う土地改良事業への技術的援助、情報提供等を行う。

会員から委託を受けて土地改良事業の工事を行うことができる（R4.4.1施行）

はじめに

土地改良事業団体連合会とは

土地改良事業を行う者（市町、土地改良区等）の協同組織として農林水産大臣が認定し設立された法人

※土地改良法第111条の2



■ 土地改良法 第5条第1項（抜粋）

第三条に規定する資格を有する十五人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る**土地改良事業**の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け、その地域について土地改良区を設立することが出来る。

土地改良事業とは……（土地改良法第2条第2項）

①農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の**新設、管理、廃止、又は変更**

②区画整理

③農用地の造成

④埋立て又は干拓

⑤農用地若しくは土地改良施設の**災害復旧、又は突発事故被害の復旧**

⑥その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

土地改良区とは

一定の地域を定め、**土地改良事業の施行を目的に、県知事の認可を受けて設立された法人**※

※土地改良法第13条

土地改良区は法人とする



■ 土地改良区の性格

公共組合としての性格の極めて強い団体

(1) 当然加入

地区内の土地について参加資格を有する者は、
設立の際の同意、不同意に関わらず全てが加入。

(2) 強制徴収

事業に要する経費に充てるため、その事業により利益を受ける組合員から賦課金等を徴収することが可能。また、賦課金等を滞納した場合には、一定の手続きのもとに、これを強制徴収することが可能。

(3) 税制優遇

事業の公共性から、法人税、所得税、印紙税等が非課税。

土地改良区とは

一定の地域を定め、
土地改良事業の施行を目的に、
県知事の認可を受けて
設立された法人※

※土地改良法第13条

土地改良区は法人とする



県内の土地改良区

- 土地改良区 120 (全国4,403)
- 土地改良区連合 1 (全国74)
- 昭和40～50年代に多く設立

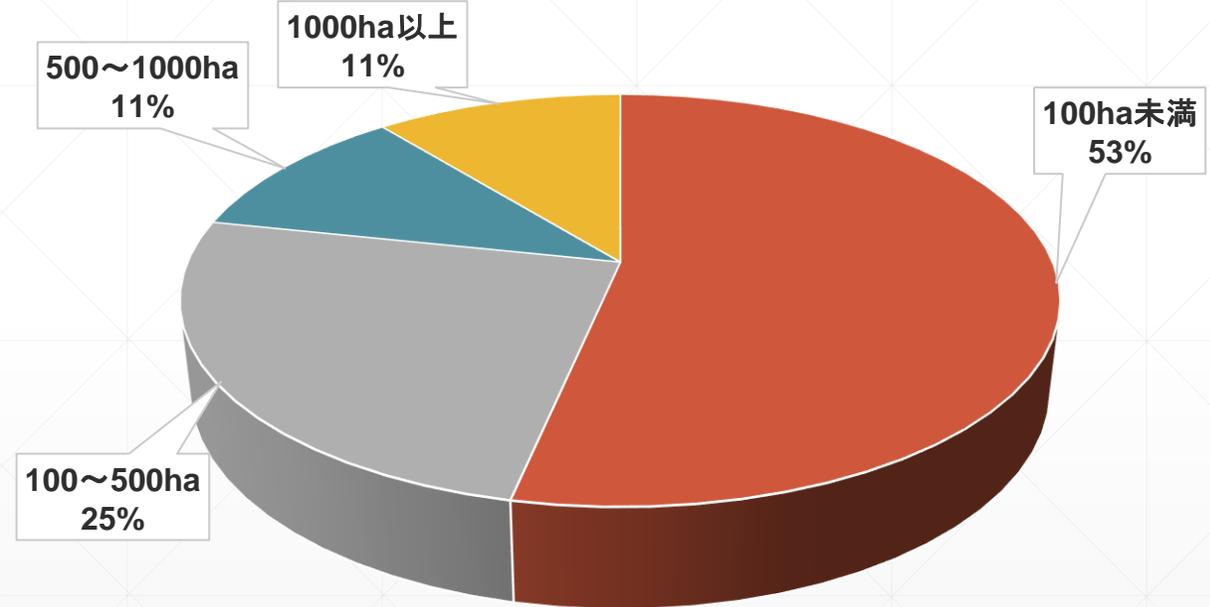


順位	地区面積	組合員数
1	愛知川沿岸 6,877ha	愛知川沿岸 8,632人
2	日野川流域 4,929ha	湖北 8,268人
3	湖北 4,799ha	日野川流域 6,911人
4	野洲川下流 2,847ha	野洲川下流 4,203人
5	野洲川 2,228ha	野洲川 3,402人
県平均	429ha	667人
全国平均	567ha	796人

R3.4.1現在 土地改良区名簿（耕地課作成）より
全国の数値は農林水産省土地改良企画課令和2年調べ

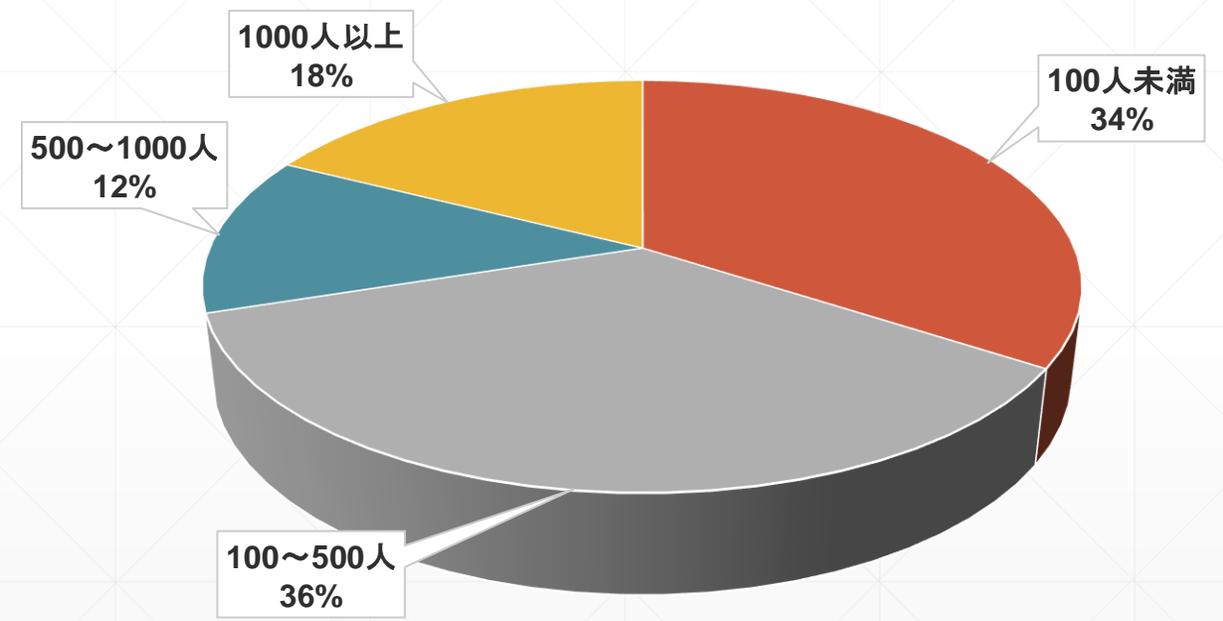
県内の土地改良区

地区面積別割合



■ 100ha未満 ■ 100~500ha ■ 500~1000ha ■ 1000ha以上

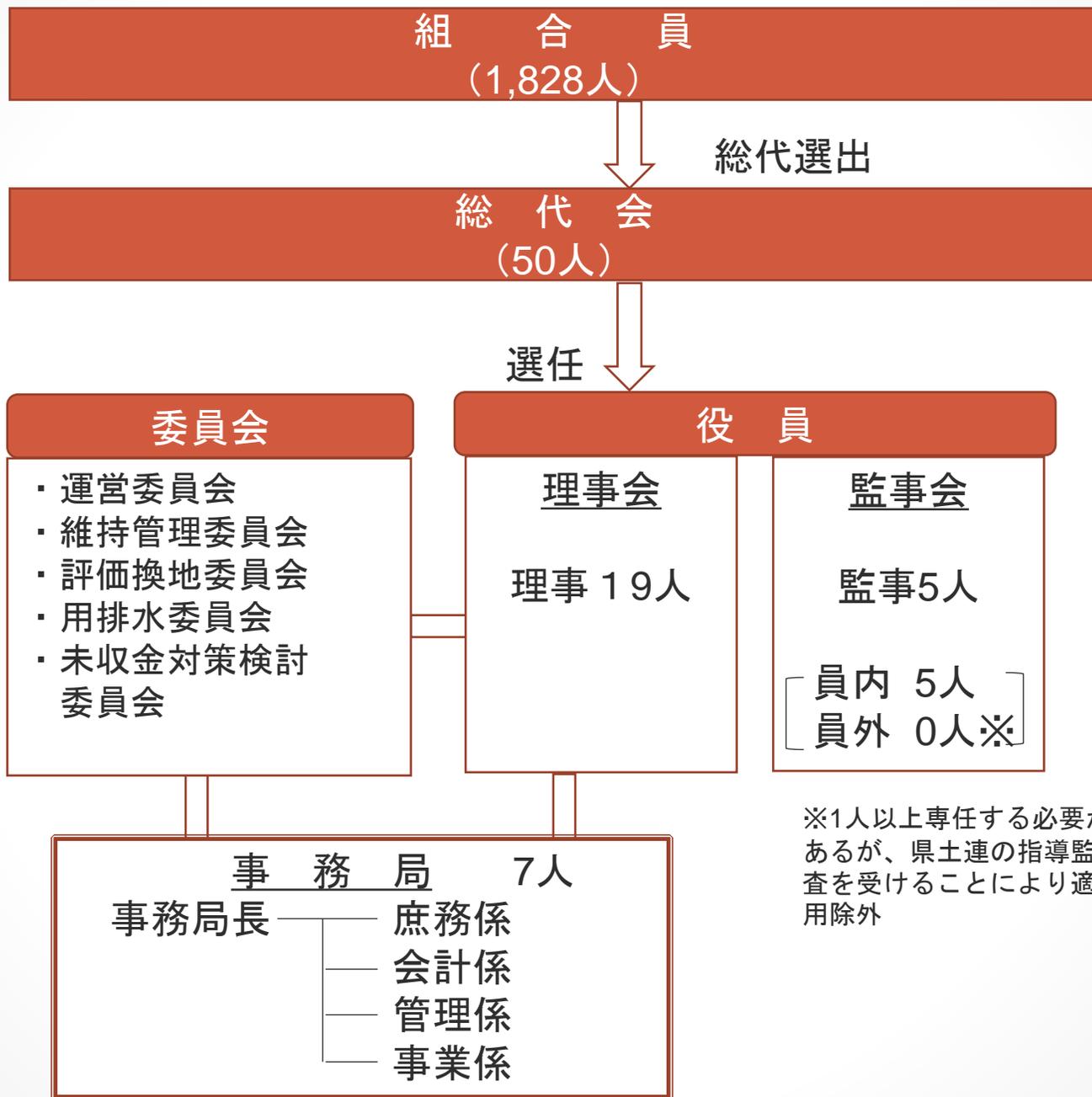
組合員数別割合



■ 100人未満 ■ 100~500人 ■ 500~1000人 ■ 1000人以上



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備



土地改良区の組織体系

◆ 議決機関

総代会

◆ 業務執行機関

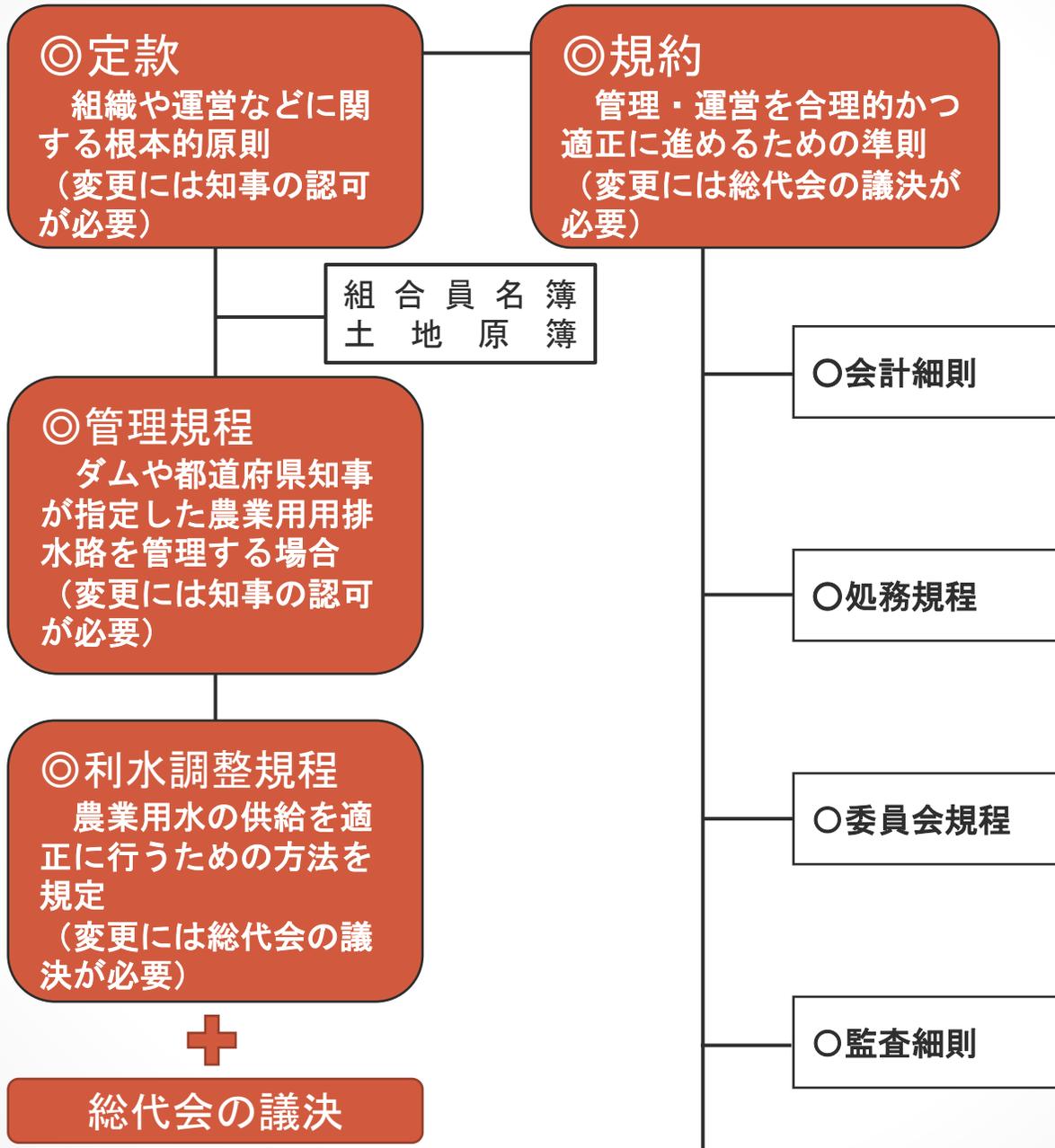
理事会

委員会・事務局は補助機関

◆ 業務監査機関

監事会





土地改良区の運営

法令（土地改良法等）、定款、規約や諸規程を遵守し、適切な手続きで執行していく必要がある



組合員資格（土地改良事業に参加する資格者）

土地区分	使用状況	3条資格者（組合員）
農用地	所有権に基づき耕作（自作地）	○所有者（＝耕作者）
	所有権以外の権原に基づき耕作（賃借地）	○使用収益権者（＝耕作者） ただし、所有者から申出があり、農業委員会が承認した場合は所有者
農用地以外の土地	所有権に基づき使用収益されるもの	○所有者
	所有権以外の権原に基づき使用収益されるもの	○所有者 ただし、所有者の同意を得て使用収益権者が農業委員会へ申出た場合は使用収益権者

組合員の権利と義務

権利	義務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権および選挙権（法第31条） ・ 総代会の招集請求権（法第26条） ・ 役員の変更請求権（法第29条の3） ・ 関係書類の閲覧請求権（法第29条） ・ 事業又は会計の状況の検査請求権（法第133条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の負担（法第36条） ・ 資格得喪の通知（法第43条） ・ 共有者等の代表の通知（法第113条の2）

組合員の権利と義務

地区内にある3条資格者※は、全員土地改良区の組合員となる

※土地改良法第3条

土地改良事業に参加する資格を有するものは、その事業の施行に係る地域内にある土地についての、次の各号のいずれかに該当する者とする



准組合員

資格	加入・脱退	地位
<p>地区内の土地所有者又は使用収益権者であって、組合員資格を有しない者</p> <p>※加入は任意</p>	<p>○加入 加入申込書を改良区に提出改良区は、正当な理由がない場合は加入を拒んではならない。</p> <p>○脱退 60日前までに脱退予告申出書（組合員の同意書添付）を改良区に提出 土地改良区との間に決済すべき債権がある場合は、脱退希望日に債権を確定させる</p>	<p>●賦課金等の分担の申出 組合員の同意を得て、賦課金、夫役又は現品の分担方法並びに分担開始の時期について書面で改良区に申出（加入申込書の提出と同時）</p> <p>●総代会への出席 総代会に出席して意見を述べる事が出来る（議題に関する事項に限定）</p>

施設管理准組合員

資格	加入・脱退	地位
<p>「まるごと活動組織」その他の団体であって、土地改良施設の管理に関する活動を行う者</p> <p>※加入は任意</p>	<p>○加入 加入申込書を改良区に提出改良区は、正当な理由がない場合は加入を拒んではならない。</p> <p>○脱退 60日前までに脱退予告申出書を改良区に提出</p>	<p>●施設管理への協力 土地改良区が協力を求める場合は、総代会で時期、内容及び方法を定める</p> <p>●総代会への出席 総代会に出席して意見を述べる事が出来る（議題に関する事項に限定）</p>

准組合員 施設管理准組合員

組合員の減少や土地持ち非農家の増加が見込まれる中、施設の維持管理や更新を適切に実施していくために創設導入については任意

※法第15条の2



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

1. 総代の定数 50名 (5選挙区)
2. 通常総代会の回数 1回 (3月)
3. 議決方法

方法	主な審議事項
特別議決 総代の2/3以上の出席 その議決権の2/3以上で決する	○定款変更 ○土地改良事業計画の設定、変更 ○施設更新事業もしくは関連施行事業の申請 ○土地改良事業の廃止 ○解散又は合併
普通議決 総代の1/2以上の出席 その議決権の1/2以上で決する	○規約、管理規程、利水調整規程の設定、変更又は廃止 ○経費の収支予算 ○賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法 ○決算関係書類の承認 ○役員を選任 ○役員を改選

総代会

改良区としての意思決定を行う機関

組合員100人を超える場合は、総会に代わる機関として定款に規定

※土地改良法第23条



対外的

土地改良区を代表

注) 理事は原則として単独で代表権を有しますが、定款の規定で「代表する者（理事長）」を定めています

対内的

理事会において事務一般を処理
内部組織（事務局）を指揮監督

理事会

- ・ 理事長が招集（少なくとも年4回）
- ・ 議長は理事長
- ・ 理事総数の過半数で決定
（代理人によって議決に加われない）
- ・ 監事は、出席して意見を述べる事が出来る
- ・ 議長は議事録を調整しなければならない

理事の職務

定款の定めるところにより、土地改良区を代表

内部組織(事務局)を指揮監督

任期は4年



1. 財産の状況や理事の業務の執行状況を監査し、総代会および理事会に報告
2. 法令もしくはは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める時は、総代会又は知事に報告
3. 理事が全て欠けた場合は、総代会を招集
4. 土地改良区と理事との契約・争訟については、土地改良区を代表

監事会

- ・ 総括監事が招集（少なくとも毎事業年度2回）
- ・ 議長は総括監事
- ・ 監事総数の過半数で決定
- ・ 理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することも可
- ・ 議長は議事録を調整しなければならない

監事の職務

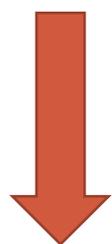
財産の状況や理事の職務執行について監査

土地改良区と理事との契約・争訟については、土地改良区を代表

役員と土地改良区の関係は、民法上のいわゆる委任関係にあるとされており、役員個人は委任の本旨に従い、土地改良区に対し「善良な管理者としての注意義務」を負う



法令、定款、総代会の決議等を遵守し、土地改良区のために忠実に職務を遂行することが義務づけられている



義務に違反し、委任の本旨に従った事務処理を怠ったことにより、土地改良区に損害を及ぼした場合

債務不履行による損害賠償の責任を負うことに

法第19条、法第19条の5

役員義務

役員は、総代会の意思決定に従って職務を執行

役員は、土地改良区に対し「善管注意義務」※を負う

※民法第644条



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

新たな土地改良長期計画（R3～R7）

生産基盤の強化による農業の成長産業化

○農業競争力の強化

- ・ 基盤整備の推進
農地の大区画化
- ・ スマート農業の推進
ICT（情報通信技術）水管理等

○産地収益力の強化

- ・ 高収益作物への転換
水田の汎用化、畑地化

多様な人が住み続けられる農村の振興

○居住条件整備、活力の創出

- ・ 生産と販売施設等の一体的推進
- ・ 農村生活インフラの確保
- ・ 農業農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営体制の強化

キーワード
“多様性”

農業・農村の強靱化

○激甚化する災害に対応した農業・農村の強靱化

- ・ ため池の計画的整備、水利施設の耐震化、流域治水の推進

○新技術を活用した水利施設の戦略的保全管理

- ・ ロボットやICT等も活用した施設の計画的効率的な補修更新

活力ある土地改良区運営に向けて

地域の主要機関の1つとして、その役割を十分に発揮する必要

多様な意見を集約し
農村地域の発展に
寄与



集団的意思決定の問題点

1. 共通情報バイアス
メンバーの知っている情報だけで決定される
2. 集団極化（リスクシフト／コーシャスシフト）
意思決定が極端に左右（積極的・消極的）に
3. 集団思考

集団思考の症状の例

- ✓ 同調圧力
その場の雰囲気流され、抵抗できず同調してしまう
- ✓ 表面上の意見の一致
本心は「反対」だが、誰も「反対」を言わないので「賛成」している

集団思考を防ぐ工夫

社会心理学者 蜂屋良彦氏

1. まず小グループで、次に全員で再検討
2. 外部の専門家の意見を聞く
3. 多数意見に反対する役割を担う人を作る

多様な意見を
“意図的”に入れて
議論を！

「集団思考」に注意！

※集団思考とは

集団で意思決定する場合、個人の判断よりも非合理的な判断が容認されること

社会心理学者 ジャニスが提唱した概念



○食料・農業・農村基本計画

- ✓女性が能力を発揮できる環境整備
- ✓地域農業に関する方針策定への女性参画を推進するため、地域をリードできる女性農業者を育成し、農業委員や農協役員への女性登用などを一層推進

○第5次男女共同参画基本計画

- ✓土地改良区の女性理事が成果目標に

項目	現状	目標
女性理事のいる組織割合	4.2%	100%
理事に占める女性割合	0.6%	10%

現状はH28年度のデータ

○新たな土地改良長期計画

- ✓土地改良区の女性理事登用
2025年度までに10%以上

男女共同参画 の推進

改良区運営の視点からも、土地改良事業の男女共同参画は重要な課題



土地改良区は、農業水利施設の管理や農業生産基盤の整備を通じて、農地利用集積などの農業政策を推進する中心的役割を担う団体の一つです。

地域の農業・農村の発展のためには、土地改良区の機能と役割が、今後とも十分発揮されることが期待されています。

今後も研鑽を続けられ、組合員からの付託に応えられ、より良い改良区運営がなされるようお願いいたします。

終わりに

ご清聴ありがとうございます。
ございました。

